

1. 前提

(1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

- ・ 議員立法として国会に提出され、平成12年11月29日に可決成立し、同年12月6日に公布・施行された。
- ・ 基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関する基本計画の策定や年次報告等の所要の措置を定めている。
- ・ 基本計画の策定（第7条）
国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。



平成14年3月15日、**人権教育・啓発に関する基本計画**（以下「基本計画」という。）を閣議決定により策定（平成23年4月1日一部変更）

(2) 基本計画

- ・ 国が人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、関係府省庁の意見を踏まえつつ策定したもの。
- ・ 基本計画は、人権教育・啓発の現状、人権教育・啓発の基本的在り方及び人権教育・啓発の推進方策等から成り、人権教育・啓発の推進方策等の主な内容は、以下のとおり。
 - ① 人権一般の普遍的視点からの取組
 - ② 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の各人権課題に対する各府省庁の取組
 - ③ 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等
 - ④ 計画の推進体制
- ・ 政府は、基本計画にのっとり、各種人権教育・啓発施策を推進。これまで基本計画の大幅な見直しはなされていない。



令和5年度に実施した「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会（以下「検討会」という。）において、基本計画策定後の国内外における人権をめぐる状況が必ずしも反映されておらず、今後施策を推進していく際の指針として記載が十分でない箇所もあることから、**基本計画の見直しを行う必要がある**との結論を得た。

2. 基本計画の見直しの進め方について

(1) 検討会における提言の概要

- ・ 基本計画の見直しに当たり、以下の5つの観点等を踏まえる必要がある。
 - ① 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発
 - ② インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発
 - ③ 「ビジネスと人権」の議論の高まりを受けた人権教育・啓発
 - ④ 地域の実情を踏まえた人権教育・啓発
 - ⑤ 国際的潮流の動向を踏まえた人権教育・啓発
- ・ 人権侵害を受けやすい人々をグループ化して施策を推進する手法は、基本的に維持すべき。もっとも、**限られた人員・予算で効果的な啓発活動を行うため**、①個別法制定の有無、②国民の関心の程度等を踏まえ、**必要に応じて整理**を行うべき。
- ・ 基本計画見直しの際に個別に検討すべき人権課題について、「子ども」「女性」「障害者」等、所管府省庁において、有識者検討会や当事者・関係者のヒアリング等を経て策定されている総合的な施策の計画等を尊重し、それらを基本計画に取り入れるべき。計画等が現状存在しない「**部落差別（同和問題）**」、「**ハンセン病患者・元患者等**」、「**ヘイトスピーチ**」については、**教育・啓発の方向性を具体的に検討し**、基本計画に記載する必要がある。

(2) 検討体制

- ・ 「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において検討する。
- ・ 本連絡会議の下に設置された幹事会において、有識者、当事者及び関係団体からのヒアリングを実施する。
- ・ 検討会における提言を踏まえ、幹事会においては、「**部落差別（同和問題）**」、「**ハンセン病患者・元患者等**」、「**ヘイトスピーチ**」について、ヒアリングを行うこととする。その他ヒアリングに関する事項は幹事会において決定する。